

指示事項

※ 受付番号

- ① 住居表示に関する条例第3条第1項に基づき新築届の申請を行ってください。(市民室 住居表示担当)
- 2 敷地内の緑化は、30%を目標に努めてください。
- 3 用途地域界を示す都市計画証明の写しを添付してください。
- 4 道路・水路・里道等の官民境界明示の写しを添付してください。
- 5 長屋住宅の場合は、隣家との「切り離し同意」が必要です。
- 6 建物用途が火葬場、墓地、納骨堂等の場合は協議が必要です。(環境政策室(中高層担当))
- 7 南吹田1丁目から5丁目及び3,000㎡以上の土地に関して協議が必要です。(環境保全指導課)
- 8 大阪府「建築物の環境配慮制度」に関して協議が必要です。(大阪府 建築環境課)
- 9 河川法許可が必要です。(神崎川：大阪府西大阪治水事務所 (Tel. 06-6541-7771) それ以外：茨木土木事務所 (Tel. 072-627-1121))
- 10 千里ニュータウン区域内では、千里ニュータウンのまちづくり指針の協議が必要です。(計画調整室)
- 11 保育所・認定こども園等の施設を有する建築物の開発、建築行為等を行う場合は協議が必要です。(計画調整室)
- ⑫ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合は協議が必要です。(計画調整室)
- 13 屋外広告物を設置する場合は、吹田市屋外広告物条例に基づき許可が必要です。(都市計画室 屋外広告物担当)
- 14 農地に該当する場合は、転用の届出が必要です。(農業委員会事務局)
- 15 共同住宅や長屋を建築する場合は、新築マンション概要届出の対象となるか事前に協議をお願いします。(住宅政策室)
- 16 計画されている建築物が定期報告の対象となるか、事前に確認をお願いします。(開発審査室 監察担当)
- ⑬ 上記以外でも、必要があれば関係各課と協議してください。

・宅地造成等工事でない旨の証明書を求めることができます。

| 対象建築物 | 関係課・係 | 場所 |
|--|---|------------------|
| ○ すべての建築物 | 文化財保護課 埋蔵文化財の裏書 | 吹田市立博物館 |
| ○ | 管路保全室 排水設備担当 [排水計画平面図] | 高層棟6階 |
| 事業区域面積が500㎡以上3,000㎡未満の建築物 事業区域面積が3,000㎡以上の建築物 | 管路保全室 開発担当 | |
| 10mを超える建築物 15戸以上の単身者向住宅 | 環境政策室(中高層担当) | 高層棟2階 |
| 住宅以外 | 環境保全指導課[公害防止計画書] | 高層棟1階 |
| 10戸以上の住宅の新築・増築(戸数の純増) (小世帯向住戸・単身者向住戸を除く) | 教育委員会 教育未来創生室 | 朝日町 さんくす3番館4階 |
| 4階以上の建築物 高さが10m以上の床面を有する建築物 3000㎡以上の敷地 | 消防本部 安全監理室 | 消防本部庁舎 |
| 3階以上に給水装置がある建築物 10戸(室)以上の建築物 主管径φ50mm以上の建築物 | 工務室 給水相談グループ [給水計画平面図(各階平面図・系統図等) 水量計算書・管径の決定計算書 受水槽回りの配管図及び構造図] | 水道部庁舎 第1別館2階 |
| 500㎡以上の敷地 | 公園みどり室 [緑化計画書] | 吹田市総合防災センター6階 |
| 建築基準法第42条による「みなし部分」の 寄附について協議が必要な事業 | 道路室 資産グループ [指示事項・位置図・建築計画概要書の写し 道路後退面積図] | 吹田市総合防災センター7階 |
| 専用住宅・長屋住宅以外 | 総務交通室 (駐車場の台数等) | 吹田市総合防災センター7階 |
| 専用住宅以外 | 事業課 (ごみ置場の位置・形状等) | 津雲台7丁目 (事業課) |
| 店舗面積が500㎡を超える店舗等のある建築物 | 地域経済振興室 [事業計画書、付近見取図、関連する平面図、 事業計画書記載事項の位置・台数等を表示した図面] | 低層棟3階 |
| 認定こども園、保育所等 100戸以上の住宅の新築・増築(戸数の純増) (単身者向住宅を除く) | 保育幼稚園室 [建築計画概要書の写し、配置図、平面図、立面図] | 低層棟2階 |
| 大規模開発事業に伴う一戸建て住宅用集会所施設 | 市民自治推進室 | |
| 吹田市景観まちづくり条例届出対象、重点地区内 地区計画区域内 | 都市計画室 | 景観担当 都市計画担当 |
| 建築協定区域 (建築協定協議報告書の提出) | | 建築許認可担当 |
| ○ 事業区域500㎡以上・宅地造成等規制区域 大阪府福祉のまちづくり条例(事前協議) | 開発審査室 | 開発許可担当 |
| ○ 最終の裏書 | | 開発条例担当 |

※審査によって指示事項の内容が変わる場合があります。

※協議済みの押印があるものを保管してください。

※吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく事前協議の関係各課一覧を確認の上、必要な手続きを行ってください。

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1017980/1018124/1036380.html>

(吹田市役所HP 吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく事前協議の関係各課一覧)

関係各課一覧



協議済印押印欄